

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公開番号】特開2017-97769(P2017-97769A)

【公開日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2017-020

【出願番号】特願2015-231954(P2015-231954)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 06 F	3/12	3 3 6
G 06 F	3/12	3 7 3
G 06 F	3/12	3 3 4
G 06 F	3/12	3 0 4
G 06 F	3/12	3 6 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月13日(2018.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

ステップS703で、データ処理部504は、データ管理部510に対して要求元のMFP110がデータ管理部510に未登録であるか否かを判別する。その判別の結果、要求元のMFP110が既に登録されている場合は、今回の登録要求はエラーとなり、図7の処理が終了する。一方、要求元のMFP110が未登録である場合は、ステップS704で、データ処理部504は、MFP110をデータ管理部510に登録する。MFP110の識別子情報はHDD309に保存される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

表7は、MFP110で発生したデータの同期処理に関するイベントに関する内容と、その時点のサーバ120及びMFP110の時刻を表したものである。サーバ時刻とは、前述のように、サーバアプリケーション500が基準としている時刻であり、MFP時刻とはMFP110内の時計が示す時刻である。但し時計の変更があった時には変更後の時刻を示している。まず、表7の1行目に示す初期状態では、MFP時刻はサーバ時刻よりも1時間進んでいることがわかる。差分時間は、サーバ120が記憶している日時補正值と、サーバ120の時計が計時する時刻とMFP110の時計が計時する時刻の実際の差を示す値との差分を示す。_____